

米兵による車両放火事件に関する意見書

去る7月21日早朝、沖縄市の住宅地域の駐車場内において、米空軍嘉手納基地所属の兵長が乗用車に放火する事件が発生した。さらに同日午前、同じ沖縄市内で普天間基地所属の海兵隊上等兵が自動販売機とバイクを壊し、両事件とも器物損壊容疑で現行犯逮捕される事件が発生した。この事件は、住民の生活と生命を脅かしかねない事件であり、断じて許せるものではない。

6月29日未明にも本町で米兵による女性暴行事件が発生し、町議会、北谷町及び町内団体が抗議要請行動をしたばかりである。また県議会をはじめ、多くの市町村議会で抗議決議を行い、事件の再発防止を関係機関に要請している矢先の事件発生であり、いまや県民の怒りは頂点に達している。

頻発する米兵犯罪の根底には、沖縄県への米軍基地の過度の集中があり、米軍の一向に改まらない日本人蔑視、占領意識があることを強く指摘しなければならない。

戦後56年間も米軍基地は居座り続け、今なお町面積の56パーセントをも米軍基地が占有し、いつ撤退するか全く見通しが立たない中での事件頻発に対し、県民や町民のいらだちは高まるばかりである。

なお、米軍は再発防止の有効な対策を示せないばかりか、嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会など県民が求めている外出制限措置の要求に対しては頑なに拒否している。

このような状況では、米兵の午前零時以降の民間地域への立入制限等を含む自衛策を講ずることも検討しなければならない。

よって、北谷町議会は、住民の生命・財産・人権を守る立場から、米軍及び関係当局に対し、厳重に抗議するとともに、事件の再発防止のために下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1．米兵の午前零時以降（深夜）の外出禁止措置を図ること。
- 2．米軍は被害者に対し、完全な補償を速やかに行うこと。
- 3．日米地位協定を日米対等・平等なものに改正すること。
- 4．沖縄県への米軍基地の集中配備を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2001年7月27日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣

沖縄及び北方対策担当大臣

外務大臣

外務省沖縄担当大使

防衛庁長官

防衛施設庁長官

那覇防衛施設局長